

指定（介護予防）特定施設入居者生活介護 永楽荘 重要事項説明書

1 事業所説明

（1）事業の目的

社会福祉法人函館厚生院が開設する指定（介護予防）特定施設入居者生活介護事業所永楽荘（以下「事業所」という。）が行う指定（介護予防）特定施設入居者生活介護（以下、「特定施設サービス」という。）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、要支援又は要介護状態にある利用者（以下「利用者」という。）に対し、適正な特定施設サービスを提供することを目的とします。

（2）運営の方針

事業所は、特定施設サービスの提供に当たって、特定施設サービス計画に基づき、利用者が要支援又は要介護状態になった場合でも、事業所において利用者の有する能力に応じて、自立した生活を営むことができるようにします。

（3）事業所

- ①事業所の名称 函館厚生院
- ②事業所の所在地 北海道函館市本町 34 番 8-1 号
- ③法人種別 社会福祉法人
- ④代表者名 高田 竹人
- ⑤電話番号 0138 - 51 - 9588
- ⑥FAX 番号 0138 - 55 - 9693
- ⑦ホームページ <http://www.koseiin.or.jp>
- ⑧設立年月日 明治 33 年 3 月 6 日

（4）ご利用施設

- ①施設の名称 指定（介護予防）特定施設入居者生活介護事業所永楽荘
- ②施設の所在地 北海道函館市高丘町 3 番 1 号
- ③管理者名 前田 敦
- ④電話番号 0138 - 57 - 1366
- ⑤FAX 番号 0138 - 57 - 1338

（5）事業所とあわせて実施する事業

- ①養護老人ホーム永楽荘
(昭和 38 年 10 月 1 日指定 定員 150 人)
- ②指定通所介護事業所永楽荘
(平成 12 年 4 月 1 日指定 指定番号 0171400401 号)
- ③第一号通所事業 国基準通所型サービス
(平成 18 年 4 月 1 日指定 指定番号 0171400401 号)
- ④指定短期集中型通所サービス事業所永楽荘
(平成 29 年 10 月 1 日指定 指定番号 0171400401 号)
- ⑤指定短期入所生活介護事業所永楽荘
(平成 12 年 4 月 1 日指定 指定番号 0171400401 号)

⑥指定介護予防短期入所生活介護事業所永楽荘
(平成18年4月1日指定 指定番号0171400401号)

(6) 施設の概要

- ①敷地及び建物 (養護老人ホームと共用)
 - i 敷地 9,501.24 m²
 - ii 建物構造 鉄筋コンクリート造3階建 (耐火建築)
 - iii 延べ床面積 5,240.70 m²
 - iv 利用定員 150人
- ②居室 (静養室は養護老人ホームと共用)
 - i 個室 (全室個室 面積9.58 m² 1人あたりの面積9.58 m²)
 - ii 静養室1 (個室1室 面積12.15 m² 1人あたり12.15 m²)
- ③その他主な設備 (養護老人ホームと共用)
 - i 食堂兼多目的ホール兼機能訓練室 (1室 面積497.99 m² 1人あたり3.13 m²)
 - ii 一般浴室 (1室 面積93.96 m² 個浴1槽含む)
 - iii 便所 (12箇所)
 - iv 医務室 (1室)

(7) 職員の職種、員数

職種ごとの職員を次のとおり置く。ただし、下記員数は、人員基準を下回らない人数とし、必要がある場合は、員数を超えて職員を置くことができる。

- ①管理者 1人
- ②生活相談員 1人以上
- ③介護職員 22人以上
- ④計画作成担当者 1人以上
- ⑤看護職員 (機能訓練指導員兼務) 2人以上

前項各号に掲げる職員の職務の内容は、次のとおりとします。

- ①管理者
事業所の職員及び業務の管理を一元的に行ないます。
- ②生活相談員
利用者及びその家族への生活相談に対応するとともに、必要な助言その他の援助を行ないます。
- ③介護職員
利用者の自立の支援及び日常生活の充実の為の全般にわたる介護を行ないます。
- ④計画作成担当者
特定施設サービス計画の作成を行ないます。
- ⑤看護職員 (機能訓練指導員兼)
 - ・利用者の日常の健康管理及び必要な処置、看護を行います。
 - ・利用者が日常生活を営むのに必要な機能を改善し、又はその減退を防止するための訓練を行います。

(8) 職員の勤務体制

- ①管理者 正規の勤務時間帯（8：50～17：20）常勤で勤務4週8休
- ②生活相談員 正規の勤務時間帯（8：50～17：20）常勤で勤務4週8休
- ③介護職員 4週8休
 - 早番（6：30～15：00）
 - 日勤（8：50～17：20）
 - 遅番①（10：30～19：00）遅番②（11：00～19：30）
 - 夜勤（16：30～9：30）
- ④計画作成担当者 正規の勤務時間帯（8：50～17：20）常勤で勤務4週8休
- ⑤看護職員（機能訓練指導員兼） 4週8休
 - 日勤（8：50～17：20）
 - 遅番（10：00～18：30）

(9) 営業日

年中無休

2 サービスの内容

(1) 基本方針

- ①特定施設サービス計画に基づき、入浴、排泄、食事などの介護その他の日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話を行うことにより、要介護状態となった場合でも、利用者が当施設でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう支援します。
- ②安定的かつ継続的な事業運営に努めます。

(2) 設備の使用、手続き並びに介護サービス等

次の事項などのほか、入居に関する契約書の規定によるため、ご参照ください。

①居室

原則個室です。入居後、利用者の状況に応じて居室変更する場合があります。

②居室移動に関する事項

ア利用者は、適切に介護サービスを受けることが困難な場合であって、次に各号に定める場合には、事業所に利用していない居室がある場合に限り、利用者の希望により居室を移動することができます。

i 日照、採光などの環境が、より適切なサービス提供をする合理的理由があるとき

ii 現に利用している居室の設備等が、より適切なサービス提供をするうえで著しい支障があるとき

iii より適切なサービス提供をするうえで、他の利用者との関係が日常生活を送るうえで著しい障害があるとき

iv その他既に利用している居室がより適切なサービスをするため、利用者の日常生活上に著しい支障があるとき

イ事業所は、特定施設サービスの提供に著しい支障があると認めるときは、事業所の管理者は、利用者の同意を得て、居室を移動させることができます。

ウ居室移動をした利用者は、移動する前に使用していた居室を入居前の現状に復してください。現状に復する費用は利用者が故意又は過失によって財物を傷つけた場合、利用者の負担とします。

③食事

朝食 7:30～ 昼食 12:15～ 夕食 17:30～

- ・食事は利用者の摂取状況に合わせて調理します。
- ・必要に応じて医師の指示による食事の提供を行います。

食事介助は、原則として、特定施設サービス計画に沿って対応します。

④入浴介助は、1週間に2回以上、特定施設サービス計画に沿って入浴または清拭を行います。

その他日常生活上の更衣、排泄、体位交換、シーツ交換、施設内の移動の付き添い、通院等の介護は特定施設サービス計画に沿って介護を行います。

⑤機能訓練

日常生活動作の維持又は向上を日頃の生活の中で実施します。必要に応じて、特定施設サービス計画に沿って対応します。

⑥健康管理

ご利用開始後、原則月2回、医務室にて協力医療機関の嘱託医による診察や健康相談サービスを受けることができます。その他眼科医、歯科医の来診も受けられます。健康状態を把握するため、主治医への外来継続又は協力医療機関への外来開始をお勧めいたします。なお、協力医療機関以外への外来は原則として、ご家族に実施していただきます。又、身体状況に応じ通院介助が必要な場合にはご相談ください。

(3) その他のサービス

次の事項などのほか、入居に関する契約書の規定によるため、ご参照ください。

①理美容

毎月、理美容の機会を設け、月に1度無料にてご利用頂けます。ご希望の方はお申し出ください。(但し、パーマ、毛染め等は追加料金を実費負担とします。)

②趣味活動(クラブ・サークル活動)

各種趣味活動を取り揃えております。(大正琴、書道、生け花、手芸、カラオケ、園芸、押し花)

③レクリエーション

年間を通して利用者の交流会等の行事を行います。行事によっては別途参加費がかかるものもあります。

④売店

嗜好品・日用品等の販売を行っていますので、ご希望の方は実費負担にてご利用頂けます。(料金は販売事業者へ直接お支払いいただきます。)

3 利用料金

(1) 別紙 - I 参照 (1)

(2) 別紙 - I 参照 (2)

(3) 支払方法

利用者は、事業所に対し、当月の利用料等を請求後に以下のいずれかの方法にて、お支払いいただきます。

- ①郵便局自動払込み(ゆうちょ銀行通帳より毎月20日と27日の2回引き落としさせていただきます。引落としの際の手数料は当施設にて負担いたします。)

②銀行振込

<取引銀行>

・ゆうちょ銀行 口座番号 02780-8-102515

口座名 函館厚生院 永楽荘 荘長 前田 敦

・北洋銀行 五稜郭公園支店 普通預金 4204572

口座名 函館厚生院 永楽荘 荘長 前田 敦

※お振込は、サービスをご利用になられた方のお名前をお願いいたします。

③現金払い

- ・窓口での現金支払い（土・日は休みとなります。）
- ・現金書留での支払い

④預金口座振替（当施設に代わり、収納代行会社が、指定の預金口座から引落とし、当施設口座へ送金します。引落としの手数料は当施設にて負担いたします。）

- ・収納代行会社 日本システム収納株式会社
- ・引 落 し 日 毎月 27 日（27 日が土日祝日の場合は次の営業日）

4 サービス内容に関する相談・苦情

①利用者相談・苦情窓口

窓口担当者 工藤 猛（主任支援相談員）

ご利用時間 月曜日～金曜日 8:50～17:20

ご利用方法 電 話 0138-57-1366

F A X 0138-57-1338

②その他

i 函館市福祉サービス苦情処理委員事務局

所在地 〒040-8666

函館市東雲町4番13号函館市保健福祉部管理課内

電 話 0138-21-3297

F A X 0138-26-4090

時 間 月曜日～金曜日 8:45～17:30

ii 北海道国民健康保険団体連合会（国保連）

所在地 〒060-0062

札幌市中央区南2条西14丁目国保会館1階

電 話 011-231-5175

F A X 011-233-2178

時 間 月曜日～金曜日 9:00～17:00（祝日は除く）

iii 北海道福祉サービス運営適正化委員会

所在地 〒060-0002

札幌市中央区北2条西7丁目1番地 北海道立道民活動センター3階

電 話 011-204-6310

F A X 011-204-6311

時 間 月曜日～金曜日 9:00～17:00

5 協力医療機関

当施設と下記病院とは、入所者に病状の急変があった場合、速やかに家族・主治医と連絡をとります。なお状態によっては救急指定病院となることもあります。

①函館五稜郭病院	函館市五稜郭町 38 番 3 号	0138-51-2295
②函館中央病院	函館市本町 33 番 2 号	0138-52-1231
③ななえ新病院	亀田郡七飯町本町 7 丁目 657 番地 5	0138-65-2525
④吉田歯科口腔外科	函館市湯川町 1 丁目 31 番 1 号	0138-59-2221
⑤吉田眼科病院	函館市本通 2 丁目 31-8	0138-53-8311

6 非常災害時の対策

- ①火災等の災害時は別途定める「養護老人ホーム永楽荘 消防計画」に則り対応いたします。その際、近隣施設の高丘寮・百楽園と非常時の相互の応援を約束しています。
 - ②平時別途定める「養護老人ホーム永楽荘 消防計画」に則り、夜間及び昼間を想定した避難訓練を年 2 回、入所者の方も参加して実施します。
 - ③防災設備（養護老人ホームと共通）

i スプリンクラー	あり	ii 避難階段	1 個所
iii 自動火災報知機	あり	iv 誘導灯	43 個所
v ガス漏れ報知機	あり	vi 防火扉・シャッター	12 個所
vii 屋内消火栓	12 個所	viii 非常通報装置	あり
ix 漏電火災報知機	あり	x 非常用電源	あり
- ※カーテン、布団等は防災性能のあるものを使用しております。

7 高齢者虐待の防止

事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとします。

- ①虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的で開催し、その結果について職員に周知徹底を図ります。また、その責任者は管理者とする。
- ②虐待防止のための指針の整備をしています。
- ③虐待を防止するための定期的な研修を実施しています。
- ④虐待防止に関する措置を適切に実施するための担当者を設置しています。

8 身体的拘束等の禁止

事業所はサービスの提供に当たり、身体的拘束その他の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行いません。また、身体的拘束適正化検討委員会を独立して設置し、身体拘束廃止に関する指針の作成、身体的拘束等適正化のための研修を定期的で開催します。但し、利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合、次の手続きにより身体拘束等を行います。

- ①身体的拘束等を行う場合には、その態度及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録し 5 年間保存します。
- ②利用者又はその家族に説明し、その他方法がなかったか改善方法を検討します。

9 当施設ご利用の際に留意いただく事項

- ①来訪者は、面会時間（原則として 9:00～17:00）を遵守し、入館チェックリストへ必要事項をご記入のうえ、入館ください。
- ②外泊・外出の際には行き先と帰宅時間を伝票へ記載し職員に申し出てください。
- ③医療機関への受診については、身体の状態によって、緊急の対応として主治医

以外の救急指定病院になることもあります。

- ④施設内の居室や設備、器具は本来の用法にしたがってご利用下さい。これに反したご利用により破損等が生じた場合、賠償していただくことがあります。
- ⑤騒音等他の入所者の迷惑になる行為はご遠慮願います。又、むやみに他の入所者の居室等に立ち入らないようにしてください。

1 0 禁止行為について

以下の行為につきましてはご遠慮ください。

- ①決められた場所以外での喫煙・飲酒・飲食等
- ②従業者又は他の利用者に対し、ハラスメントその他の迷惑行為を行うこと
- ③施設内での金銭及び食物等のやりとり
- ④従業者に対する贈物や飲食のもてなし
- ⑤従業者及び他の利用者に対する身体的・精神的暴力
- ⑥施設内で他の入居者に対する宗教活動及び政治活動
- ⑦施設内へのペットの持ち込み及び飼育
- ⑧その他決められた以外の物の持ち込み

1 1 第三者評価の実施状況

- ①第三者の評価の実施 有
- ②評価機関 社会福祉法人 北海道社会福祉協議会
- ③受審日 令和2年2月18日～19日
- ④評価結果の開示状況 有

当事業所の指定（介護予防）特定施設入居者生活介護にあたり、利用者に対して契約書及び本書面に基づいて、重要な事項を説明しました。

なお、この契約は令和 年 月 日より適用となります。

事業所	所在地	〒042-0955 北海道函館市高丘町3番1号		
		電話番号	(0138) 57-1366	FAX (0138) 57-1338
	事業所名	社会福祉法人函館厚生院 指定(介護予防)特定施設入居者生活介護事業所永楽荘		
	管理名	前田 敦		印
説明者	氏名	指定(介護予防)特定施設入居者生活介護事業所永楽荘 支援相談員		

利用者は、契約書及び本書面により、事業所から指定（介護予防）特定施設入居者生活介護についての重要事項の説明を受け、同意しました。

利用者	住所	〒 -		
	電話番号	() -		
	氏名			
署名代行者	私は下記の理由により利用者の契約意思を確認し、署名を行いました。 (署名を代行した理由) 1. 障害、認知症等により自署困難 2. その他 ()			
	住所	〒 -		
	電話番号	() -		
	氏名	(続柄)		
身元引受人	住所	〒 -		
	電話番号	() -		
	氏名	(続柄)		
	極度額	500,000円		